一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県南足柄市苅野字中尾二三三五・字逆尾二三三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、矢倉沢字奥丸尾二七〇六、二七〇九、二七一〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡松田町松田庶子字高附一七一九の一、山北町山北字荏畑三九〇八、三九一二の二、三九一四、三九一五、向原字前追廻四二一二、四二一三の一、四二一四の四、字西芦ヶ久保四二三六の一・四二三八のイの一・四二三八のイの二・四二三八のハ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、皆瀬川字茄子畑一六〇〇、字アコヤ一七七二のロ、一七八二、一七八六、一七八七、字高塚下一八一六、一八二一から一八二三まで、一八二四の一、一八二五、一八二六、一八二八の一、一八三〇から一八三四まで、一八三五のイの一、一八四四、字石ウト二二八四のイ、字ヤヨシ二三一五のイ、字丸塚二三三七、二三三八、二三三九の二、二三四一、二三四二のイの一から二三四二のイの四まで、二三四二のイの六から二三四二のイの一まで、二三四二のイの一三、二三四二のイの一五、二三五〇の四、二三五〇の五、中川字戸屋八八五のロの二、八八五の二、八八五の一七、八八五の四八、八八五の五二、世附字上ノ山七〇九、字日影山八二六の三六、字栗ノ木日影八八九の一、八九四、九〇一、九〇二、九〇三の一、九〇四の一、九〇四の二、九一〇の二、九一〇の五、字笹小屋九二六の二九、九二六の三七、九二六の三九、九二六の四〇、九二六の四三、九二六の四九、九二六の五〇、九二六の五二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡松田町松田庶子字高附一七一〇の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁並びに南足柄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第二千四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年三月十六日農林水産省告示第三百九十五号、平成九年十二月八日農林水産省告示第千七百五十八号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに香美市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第二千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年二月十九日農林水産省告示第二百七十七号、平成九年十二月八日農林水産省告示第千七百五十六号、平成九年十二月八日農林水産省告示第千七百五十九号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○経済産業省告示第二百六十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 登録の区分 | 審査業務開始日 |
|---|---|---|---|
| NKSJリスクマネジメント株式会社 | 東京都新宿区西新宿1丁目24番1号 | 一　使用前安全管理審査<br>二　溶接安全管理審査<br>三　定期安全管理審査 | 平成二十四年十一月二十八日 |

## ○国土交通省告示第千三百三十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十八日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 札幌市清田区里塚緑ヶ丘一二丁目七一〇番一二から同市清田区平岡公園二二番四まで | 前 | 最大 七一<br>最小 三三 | 二、〇三九 |
| | 後 | 最大 四一<br>最小 三二 | |

## ○国土交通省告示第千三百三十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　常磐自動車道

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 守谷市大字野木崎字桑下六五番から同市大字大柏字上小島二三八番一まで | 前 | 最大 三八一<br>最小 一一六 | 二五〇 |
| | 後 | 最大 三八一<br>最小 一一六 | |